

労災保険における特別加入制度の見直しについて

労災保険特別加入制度について

1 趣旨

労災保険は、労働者の労働災害に対する保護を主目的とするものであり、労働基準法上の労働者でない者については対象外とされている。特別加入とは、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について、特に労災保険の加入を認める制度。

2 特別加入の対象者

- 特別加入の対象範囲は、労災保険法施行規則に規定されている。
- このため、新たな職種について労災保険の特別加入を認めるには、省令を改正する必要がある。

① 中小事業主及びその事業に従事する労働者以外の者(役員等)

② 労働者を使用しないで次の事業を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者(家族従事者等)

- 個人タクシー業者、個人貨物運送業者等
- 大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方
- 漁船による水産動植物の採捕の事業に従事する者
- 植林、伐採、木炭製造等を行う林業の一人親方
- 医薬品の配置販売業者
- 廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う再生資源取扱業者
- 船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する者

③ 特定作業従事者

- 一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者
- 特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者
- 国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業に従事する者
- 危険有害な作業に従事する家内労働者等
- 労働組合等常勤役員
- 介護作業従事者及び家事支援従事者

④ 海外派遣者

3 保険給付

原則として、労働者の場合と同様の給付（二次健康診断等給付を除く。）

※ ②、③の一部については、通勤災害に関して給付が行われない。

4 保険料率

- ① : 当該事業に適用される労災保険率と同一の率
- ②～④: 同種・類似の事業又は作業を行う事業についての災害率等を考慮して定める率

5 給付基礎日額

3,500円～25,000円までの16段階のうち希望額を徴し、都道府県労働局長が決定した額

参考資料

●労働政策審議会建議(令和元年12月23日)(抄)

4 その他運用に関する留意点

(3) 特別加入制度の在り方

現在、働き方が多様化し、複数就業者数が増加するとともに、労働者以外の働き方で副業している者も一定数存在する。

また、特別加入制度創設時の昭和40年当時にはなかった新たな仕事(例えばIT関係など)が創設されるとともに、様々な科学技術の成果が、我々の生活の中に急速に浸透している。

このような社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。

●雇用保険法等改正法案の審議における附帯決議

・衆議院附帯決議(令和2年3月18日)(抄)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

十三 労災保険の複数事業者に係る改正事項を確実に実施するとともに、特別加入制度について、働き方が多様化し、雇用類似の働き方も拡大していることから、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる者の加入促進を図るため、制度の周知・広報を積極的に行うこと。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。

・参議院附帯決議(令和2年3月31日)(抄)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである

二十一、労災保険の複数事業者に係る改正事項を確実に実施するとともに、特別加入制度について、働き方が多様化し、雇用類似の働き方も拡大していることから、労働者に準じて保護することがふさわしいとみなされる者の加入促進を図るため、制度の周知・広報を積極的に行うこと。また、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合ったものとなるよう必要な見直しを行うこと。その際、今回の創業支援等措置により就業する者のうち、常態として労働者を使用しないで作業を行う者を特別加入制度の対象とすることについて検討すること。

労災保険制度に係る政府の閣議決定文書等

第88回労災保険部会資料
(令和2年7月31日開催)

全世代型社会保障検討会議第2次中間報告（令和2年6月25日全世代型社会保障検討会議）（抄）

第2章 昨年の中間報告以降の検討結果

1. フリーランス

(4) 労働者災害補償保険等の更なる活用

フリーランスとして働く人の保護のため、労働者災害補償保険の更なる活用を図るための特別加入制度の対象拡大等について検討する。

成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

第2章 新しい働き方の定着

1. 兼業・副業の環境整備

(3) 労働者災害補償保険の給付の拡充

兼業・副業の場合の労働者災害補償保険の給付の拡充について、労働者災害補償保険法等の改正法が成立した。複数就業先の賃金に基づく給付基礎日額の算定や業務上の負荷を総合的に評価し認定を行う改正の円滑な施行を図る。

2. フリーランスの環境整備

(4) 労働者災害補償保険等の更なる活用

フリーランスとして働く人の保護のため、労働者災害補償保険の更なる活用を図るための特別加入制度（※）の対象拡大等について検討する。

※ 労働者以外のうち、業務の実態、災害の発生状況等から見て、労働者に準じて労働者災害補償保険により保護することがふさわしい者に、一定の要件の下に同保険に特別加入することを認めている制度。

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

(3) 新しい働き方・暮らし方

① 働き方改革

政府として一体的に、フリーランスの適正な拡大を図るため、保護ルールの整備を行う。

特別加入制度に係る検討の経緯

- 昨年度の雇用保険法等の一部を改正する法律(令和2年法律第14号)の成立以後、特別加入制度については労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において以下の通りご議論いただいた。

開催回(日程)	議題
第87回 (令和2年6月1日)	<ul style="list-style-type: none">・ 今後の議論の進め方について
第88回 (令和2年7月31日)	<ul style="list-style-type: none">・ 日本俳優連合及び一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会からのヒアリング・ 国民からの意見募集の開始について
第89回 (令和2年9月16日)	<ul style="list-style-type: none">・ 国民からの提案・意見の概要について
第90回 (令和2年10月19日)	<ul style="list-style-type: none">・ 一般社団法人日本アニメーター・演出協会からのヒアリング
第91回 (令和2年11月16日)	<ul style="list-style-type: none">・ 日本柔道整復師会からのヒアリング・ 特別加入制度の対象範囲の拡大に関する検討事項について(整理しておくべき事項の提示)
第92回 (令和2年12月8日)	<ul style="list-style-type: none">・ 特別加入制度の対象範囲の拡大に関する検討事項について(加入対象業種に係る事項のとりまとめ、特別加入団体の承認要件、新設区分の料率設定について)

労災保険特別加入制度に係る提案・意見の概要

第89回労災保険部会資料
(令和2年9月16日開催)

【募集期間（6月29日～8月14日）における集計結果 提案・意見総数：151件】

業種・職種	具体的な業務内容	災害事故の例	提出件数
俳優・スタントマン、落語家等の芸能実演家、ディレクター、カメラマン等の芸能制作作業従事者	・テレビ番組や舞台、高座における演技 ・ロケや局内での収録、マスター業務、アーカイブ業務等	・舞台や高座等からの落下による負傷 ・舞台セットの落下による下敷き事故 ・深夜早朝、長時間の撮影等による過労 ・高所作業、機材運搬等による転落、負傷 ・現場への移動中の事故	55件
アニメーター（動画、原画、作画監督等）	・アニメの制作	・過労による腱鞘炎、肩こり、腰痛 ・長時間労働による精神疾患	15件
植木、剪定	・刈払機での草刈り、高所での裁断	・脚立や木からの落下 ・刈払機利用時の負傷	1件
清掃業	・ビル外部の窓拭き、建設現場での清掃	・ゴンドラ等からの墜落による負傷・死亡 ・脚立からの落下による負傷等	5件
社会保険労務士、行政書士等	・訪問先での相談等	・移動中の負傷	4件
製造業	・溶接、製缶作業	・構内にある部材が落下したことによる負傷	3件
インストラクター	・音楽教室でのレッスン指導 ・ヨガ教室でのヨガ指導	・レッスン中の腱鞘炎や腰痛 ・職場への移動中の負傷	2件
柔道整復師	・整体院における施術	・施術による腰痛 ・職場への移動中の負傷	1件
ライター、翻訳家	・執筆等	・調査や客先への訪問中の負傷	1件
司会業	・結婚式や宴会での司会	・館内の裏階段で移動中に階段から転落による負傷	1件
訪問介護（★）	・利用者の身体介助等	・介助中の腰痛、ギックリ腰	2件
ネイリスト	・爪の成形やエナメル等の塗布	・座り仕事による腰痛等	1件
ペットシッター	・ペットの世話、散歩代行等	・犬の散歩中に衝突事故等	2件

※ ★は現行制度において既に特定作業として対象範囲に含まれている業務。

※ フリーランス等の個人事業主について、対象範囲を限定せず、包括的に加えること等の意見（17件）があった。

※ 今回の募集とは関係ない意見として、現行制度の運用に係る意見（18件）や労災保険制度全般に係る意見（22件）があった。

特別加入制度の対象範囲の拡大に関する検討事項

	芸能従事者	アニメーション制作従事者	柔道整復師
○業種全体の就業者数	○ 218,250人(平成27年度国勢調査)	○ 10,000人(推定)	○ 73,013人(厚生労働省平成30年衛生行政報告例)
○業務の範囲	○ 放送番組(広告放送を含む。)、映画、劇場、イベント会場、楽屋等において演技、舞踊、音楽、演芸その他の芸能実演や演出の提供、若しくは芸能製作に従事する者 ○ 具体的には、ロケ撮影地、劇場、イベント会場、スタジオ、楽屋等での事故が起こる可能性のある、俳優等の実演家、演出家及び撮影、照明、音響、舞台監督、録音、美術製作、記録、メイク等の芸能製作関係者及びマネージメント従事者を含むことを想定している。	○ アニメーションの制作の作業 ○ 具体的には、監督、演出、アニメーター(作画監督、原画、動画等のアニメ制作に係る作業)、仕上、美術、3DCG、撮影、編集、制作進行等を想定している。	○ 柔道整復師法に基づく厚生労働大臣の免許を受けた柔道整復師が行う事業 ※柔道整復とは、運動器(骨、関節、筋、腱、靭帯など)に加わる外傷性が明らかな原因によって発生する骨折、脱臼、捻挫、打撲や軟部組織損傷の「患部」あるいは「受傷部」に「施術」を行うもの。
○災害の状況	○ 「日本俳優連合による実態調査アンケート」、「芸術家の健康に関する実態・ニーズ調査 調査報告書」(※1)による俳優の仕事の現場における事故例によれば、「のどボリープ・声かれ・炎症」「ヘルニア・椎間板損傷」「捻挫」「膀胱炎」といった回答が複数見られる。 ○ 怪我・故障が発生した原因としては「疲労」「使いすぎ」と活動を重ねることによるものが半数を超えている。 ※1 日本俳優連合へのヒアリングでは、重篤な事故を中心に紹介いただいていたことから、客観的な災害状況を把握するための資料として同団体より別途提供いただいたもの。	○ 日本アニメーター・演出協会の調査によるアニメ制作者の仕事の現場における事故例によれば、「腱鞘炎」「腰痛」「切り傷」といった回答が複数見られる。通勤時の災害も相当見られる。 ○ これらの怪我は、長時間繰り返し・同じ姿勢による事務的な作業によって生ずるものと考えられる。	○ 柔道整復師会の調査による柔道整復師の事故例によれば、施術中の事故としては、「患者の介助などにおける無理な体勢での動作による腰痛や腕の負傷」、「施術用ベッド移動時の打撲、転倒」、「施術中の手の捻り」等が見られる。また、通勤時の災害も相当程度見られる。 ○ 柔道整復の施術所における、労働災害の発生要因として、患者の介助する場合等での腰痛或いは治療機器等の配線や配置位置が原因となる躓き、転倒などとなっている。
○同種もしくは類似の既存の業種(特別加入区分を含む)	○ 「9418映画の製作、演劇等の事業」	○ 「9418映画の製作、演劇等の事業」 ○ 「9416前各項に該当しない事業」など「94その他の各種事業」	○ 「9431医療業」 ※歯科技工所並びにあん摩マッサージ指圧師、針師、灸師及び柔道整復師の施術所は、医療業に含まれる。
○特別加入団体の担い手の有無	○ 有(協同組合日本俳優連合を想定)	○ 有(一般社団法人日本アニメーター・演出協会を想定)	○ 有(公益社団法人日本柔道整復師会を想定)
特別加入団体の承認要件	○ 一人親方等又は特定作業従事者の数 ○ 団体の組織運営方法等が整備されていること ○ 労災保険事務の処理が可能であること。 ―事業内容の観点 ―事務体制・財務内容等の観点	○ 日本俳優連合の会員数は約2,600人(会員のほとんどは芸能プロダクション等に所属しているものの、全員が特別加入の対象として想定される。) ※その他関連団体多数あり	○ 会員(施術所開設者)15,514名のうち約8割の約12,000人が特別加入の対象として想定される。
○団体の主たる事務所の所在地	○ 定款に構成員の資格、構成員の資格の得喪に関する規定あり。	○ 定款に構成員の範囲、構成員の資格の得喪に関する規定あり。	○ 定款に構成員の範囲、構成員の資格の得喪に関する規定あり。
○団体の主たる事務所の所在地	○ 定款に事業内容として「組合員の福利厚生に関する事業」との規定あり ○ 定款に組合員の出資に関する規定あり	○ 定款に事業内容として「アニメーション事業従事者の交流及び生活環境改善に資する相互扶助活動」との規定あり ○ 定款に毎月構成員が納める費用に関する規定あり	○ 定款に事業内容として「会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業」との規定あり ○ 定款に毎月構成員が納める費用に関する規定あり
○団体の主たる事務所の所在地	○ 東京都新宿区(北海道、名古屋、大阪に支部あり)	○ 東京都千代田区	○ 本部は東京都台東区(各都道府県に支部あり)
※労働災害防止の措置について	○ 本部所在地近辺の特別加入者に対しては、会報による周知や勉強会を開催。本部から遠方であって、ブロック単位で特別加入者のいる地域や連携団体に対しては、年2回を目途に出張研修(双方向で質疑可能なオンライン実施含む)で実施すること等を検討 ○ 安全衛生・災害防止に関する説明パンフレットの作成を検討	○ 関東圏は約3ヶ月に1度程度でメルマガにて周知する。併せて、本部所在地から遠方であって、ブロック単位で特別加入者のいる地域については年に1回以上、実地で講習会等を開催することを検討	○ 地方への指示事項等については、当会の会長名で都道府県柔道整復師会会長あて文書により示し会員に周知しており、周知方法については既にルール化されている。具体的にはパンフレットの配布等を検討 ○ 日本柔道整復師会において、労災防止についての研修内容を検討し、都道府県柔道整復師会による現地研修の実施等を検討